

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
110010	「意匠権及び商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	弁理士法	弁理士法第75条により、意匠・商標登録出願手続を含む工業所有権に関する特許庁への手続の代理及び書類の作成については、弁理士の専権業務とされている。	知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「意匠権及び商標権の登録出願手続」を行う。	弁理士は産業財産権(特許・実用新案・意匠・商標)の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。 行政書士は全国に4万人いる地域密着の法律専門家であり、知的財産権業務として、産業財産権の権利変動登録手続、植物新品種及び著作権の登録手続、ライセンス契約書等の作成・交渉を行っており、行政書士は知的財産権全般に関する一定の実務能力が担保されている。さらに、知的財産管理技能士資格を有する行政書士は「意匠権及び商標権の登録出願手続」における相当の能力が担保されている。 「弁理士過疎地域」における企業の利便性の向上の観点から、知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「意匠権と商標権の登録出願手続」を行えるようにすべきである。	C	-	商標登録出願の手続代理においては、出願人が事業等において使用を考えている商品や役務を適切に指定するとともに、他の商標との類似性・識別力に対する確かな判断を行うことで、出願人が求める商標権の権利範囲に応じて適切かつ的確に出願し、権利を取得できるよう業務を遂行する必要があるが、そのためには、弁理士が有する商標制度を含む知的財産制度についての高度な専門的知識と能力が不可欠である。 また、意匠制度は特許制度等と同様に創作を保護するものであって、特許法、実用新案法に規定される新規性や進歩性などの登録要件と同等のものが、意匠法にも規定されている。そのため、出願を行う際には、出願に係る意匠がこれらの登録要件を満たすか否か、といった判断を行う必要がある。また、意匠法の規定の多くが特許法の準用規定であることを鑑みると、意匠登録出願の手続代理においても、特許出願手続と同様に、弁理士が有する知的財産制度についての高度な専門的知識と能力が不可欠である。 仮に、的確な判断が行われなかった場合、依頼人のみならず、利害関係者に対して不測の損害、不利益を与えるおそれがある。 また、意匠・商標登録に係る手続は、出願のみで完了するものではなく、最終的に登録となるまでには、出願後における審査官からの通知に対する意見書・補正書等の作成、審判や訴訟への対応など、多岐の業務に対応することが必要となる。意匠・商標登録出願に当たっては、そうした手続を視野に入れた慎重な対応が求められる。 したがって、意匠・商標登録出願の代理業務は、産業財産権全般に関する専門的知識や能力を有する弁理士が行うことが必要である。 この点、行政書士となるための行政書士試験においては、意匠・商標に関する試験科目は存在せず、行政書士であることをもってして、知的財産制度に関する専門的知識・能力が担保されているとはいえない。 また、知的財産管理技能士は、企業・団体の内部において、知的財産の管理、活用を行う能力を証明するものであって、弁理士に求められているような特許庁への手続に関する専門的知識・能力を担保するものではない。 したがって、知的財産管理技能士である行政書士について、登録出願手続業務を担わせることは適切でない。 また、現在、弁理士の存在しない都道府県は無く、弁理士数が多いとは言えない地域に対しては、日本弁理士会が、地域窓口責任者を配置するとともに、各地域に出張可能な弁理士を検索することを可能とするなど、各種対応を行っている。なお、地方におけるユーザーへのサービスの問題と、行政書士に出願手続を開放することは、直接関係するものではないため、各々独立の問題として対応すべきものと考ええる。	右提案主体からの意見を踏まえ、再検討願いたい。	C	-	知的財産管理技能士は、その登録試験は知的財産法全般であり、企業や団体等における発明、実用新案、意匠、商標等の知的財産の創造・保護・活用を目的とした業務を行う職種であり、特許庁への手続に関する専門的知識・能力が担保されている。旧司法試験には知的財産法に関する試験科目は存在せず、新司法試験には論文式試験の選択科目として知的財産法が存在するのみであるが、すべての弁理士は弁理士登録により弁理士業務全般を行うことができる。弁理士過疎地域における企業の人材活用向上や専門家の人材活用の一部開放は妥当である。	特許をはじめとした工業所有権は、第三者に対し独占排他的効力を有する極めて影響の大きい私権であることから、専門的知見を持たない者がその出願手続代理等を行った場合、ユーザーの利益を損なうだけでなく、利害関係者に対して不測の損害・不利益を与えるおそれがある。 こうした公共の福祉の要請にこたえるため、出願手続代理業務は、憲法上の職業選択の自由に関する例外として、法令上一定の資格が必要な者である弁理士が行うものとして弁理士法で定められており、弁理士となるのに必要な学識及び学識並びに応用能力があることが弁理士となる資格の前提となっている。具体的には、例えば法定化された工業所有権に係る法令等についての試験を行うことにより弁理士の出願手続等に関する専門性を担保しているほか、その真実の適正を保つため、法令違反により資格が剥奪されるなどの懲戒規定が課されている。 一方、知的財産管理技能検定の試験は、職業能力開発促進法第1条の「労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図る」との規定からも明らかなとおり、企業や団体の職員等がその組織内において知的財産の管理や活用を行う能力を証明し、当該証明を受けた者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的とした試験であり、そもそも法令で定められた特定の職業に従事する資格を付与するための試験とは、全く性質が異なるものである。したがって、知的財産管理技能検定における試験は、代理人として独立して出願手続業務を行う資格を担保するものではない。 よって、知的財産管理技能士の資格を有していたとしても、行政書士に登録出願手続業務を担わせることは適切でない。 また、知的財産管理技能検定の試験は、技能労働者が「通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度」(職業能力開発促進法施行規則第62条)を証明するために行われるものであり、「弁理士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」(弁理士法第9条)を目的とする弁理士試験とは、考査の対象が異なる。したがって、知的財産管理技能検定の試験問題において、一部、産業財産権の出願手続に関する試験問題が話題されていたとしても、弁理士に求められているような特許庁への手続に関する高度な専門的知識・能力が、知的財産管理技能士に担保されているとは到底いえない。 なお、弁理士は、厳格な要件のもとに資格が付与され、実質的に弁理士となるのに必要な学識及び応用能力を有していることから、弁理士の事務を取り扱うことが認められており(弁理士法第3条第2項)、弁理士として登録する資格も認められ(弁理士法第7条2号)。	右提案主体からの意見を踏まえ、再検討願いたい。	0 0 0 1 0 1 0	個人	香川県	総務省 経済産業省		